

# 社会福祉法人普門会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人普門会（以下「当法人」という）の役員等の報酬等について定めるものとする。

## (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 苦情解決第三者委員
- (5) 評議員選任・解任委員会委員
- (6) その他、理事長が必要と認めた者

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する

- (1) 常勤役員については、報酬等を支給する。賞与及び退職手当は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合別表1のとおり、日当及び費用弁償を支払うことができる。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、その職務によって区分し定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、勤務実態に即して見直すことがある。
- (3) 通勤手当については、職員賃金規程第15条の規定に準する額を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員等については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬額は年額で定め、月割額を原則として職員給与の支給日に支給する。支給日が休日にあてるとときは、前日とする。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額等についてはこれを控除して支給する。
- 3 報酬は本人の同意により、本人名義の金融機関の指定口座へ振り込む方法により支払う。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費 用)

- 第 8 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

- 第 9 条 常勤役員の報酬は年額で定め、月額とする。は端数が生じた場合は、年度末で調整する。

(公 表)

- 第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

- 第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

- 第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改正

この規程は、令和 02 年 1 月 29 日一部改定

別表 1

(常勤役員の報酬)

理事長	年額 6,000,000 円 (月額 500,000 円)
-----	----------------------------------

(非常勤役員等が各会議に出席した場合の日当等)

区分	日当	費用弁償
国分寺市内	1 日 5,340 円	交通費の実費額
その他	1 日 6,680 円	交通費の実費額

\* 理事会・定時評議員会、臨時評議員会、監事監査、評議員就任・解任委員会、苦情解決第三者委員会